

制度の概要

古くから人、物、情報の交流の舞台となってきた道や水路等は我が国の文化や歴史を理解する上で極めて重要な意味を持っている。しかし、史跡等に指定されて保護されているものを除いては開発事業などによって失われたり、荒廃しているものが多い状況にある。

このため、文化庁では史跡等に指定されていない歴史的・文化的に重要な由緒を有する古道等を地域の文化財に対する国民の関心と理解をより一層深めることを目的として「歴史の道」に選定している。

○選定基準

- (1) 原則として、土道、石畳道、道形等が一定区間良好な状態で残っているものを選定する。
- (2) 他の地域との連続性を持っているものを選定する。
- (3) 単体又は単独の交通遺跡は選定の対象外とする。
- (4) 参詣道、信仰関係の道は、広域信仰圏（数か国規模）を有するもののみを選定する。
- (5) 原則として、現用の舗装道路は選定の対象外とするが、街道としての連続性を考慮する場合に限り含める。

○選定状況

県内では、1996年に本坂通ほんざかとおり（豊橋市・豊川市）が選定されており、今回の選定は2か所目となる。